

大阪 IR 環境アセス 府市が実施へ

写真は日経新聞 8 月 29 日朝刊。フェイスブック仲間の投稿で知って、記事をコピーして読むと、さらに腹が立ってきた。しっかりと記憶するために、記事を記録したい。

リードから一カジノを含む統合型リゾート (IR) の誘致を目指す大阪府と大阪市が、開業予定地の環境影響評価 (アセスメント) を 2020 年 2 月から実施する方向で調整していることが 28 日、関係者への取材で分かった。環境アセスメントは IR 事業者決定後に事業者側が行う予定だったが、府・市が前倒しで実施し、後から事業者に費用の支払いを求める。

市の環境影響評価条例で、一定規模以上の開発をするときは環境アセス実施が必要。「事業者が実施するのが一般的」(府市関係者) で、事業者以外が担うのは珍しいという。

政府が IR の基本方針の公表を先送りし、25 年国際博覧会 (大阪・関西万博) の前に開業できるか不透明感が漂うなか、環境アセスの前倒しによって準備を加速し万博前の開業につなげるのが狙い。

環境アセスの対象は IR 開業予定地の人工島・夢洲など。期間は 20 年 2 月から 1 年間を見込む。予定地や周辺海域の大気、水質、生息する動物への影響などを調査し、事業者決定後に結果を事業者に提供する。

調査費用は約 7200 万円。府はこのうち約 1700 万円を盛り込んだ補正予算案を 9 月開会の府議会定例会に提出する方針だ。府・市は 20 年春の事業者決定を目標としており、後から事業者に費用の支払いを求める。18 年 7 月に成立した IR 実施法は、国から認定された自治体や事業者が環境アセスなどの実地調査を担うとしており、同法に基づいて実施する。(以下、略)

この記事を読んだあと、大阪市の環境影響評価条例 (アセス条例) を確認した。第 3 条に本市の責務、第 4 条に事業者の責務、第 7 条に方法書が記載されている。今回の大阪府市の IR アセス方針について納得できないので、市の環境局に電話してみた。最近、IR 部局に直接電話することが多くなった。時間がかかったがアセス担当につながった。

現況調査はふつう事業者が行うが、条例で実施主体の規定はないと。条例では、市は事業者に助言・指導する責務があり、府市が調査を「代行」するのは筋が通らないのでは。方法書ができる前に、調査を実施するのも順序が違うのではないかと追及してみたが、異例の「脱法行為」のような拙速な手続きであり、大阪府市の焦りを感じる。

(2019 年 9 月 1 日)

